

令和6年度第2回子ども未来局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年8月6日（火）～8月8日（木）
- 2 開催方法 メールによる書面開催
- 3 出席者 （委員）相川委員長、瀧委員、遅塚委員、横山委員、安部委員、千葉委員、
五島委員
（所管課）総合療育センターひまわり学園 総務課
（事務局）子ども育成部子ども・青少年政策課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果
〔諮問内容〕
以下の施設の指定管理者の選考方法案について
（1） さいたま市さくら草学園他2施設
※令和6年6月26日の第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会の開催後に、さくら草学園の工事が遅延することが判明し、さくら草学園の移転時期を変更する必要性が生じたため、変更後の内容にて諮問した。
〔答申結果〕
さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。
- 6 議事要旨
（1） さいたま市さくら草学園外2施設における指定管理者の選考方法案等について
所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。
① 募集区分
3施設一括（さくら草学園（1）、杉の子園（1）、はるの園（1））
② 設置条例名・設置目的
「さいたま市さくら草学園条例」
「さいたま市杉の子園条例」
「さいたま市はるの園条例」
1歳から6歳（就学前）までの発達に遅れのある児童に対し、身近な地域で適切な療育を受けられるようにすることを目的とする。
③ 募集方法
公募

④ 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

I さくら草学園

【所在地】さいたま市浦和区領家1丁目5番16号

※指定期間中にさいたま市浦和区駒場1丁目144番へ移転予定

【規模】延床面積：345.70㎡ 鉄筋コンクリート壁式構造 平屋建て

※移転後：延床面積 649.40㎡

鉄骨造 2階建て（予定）

【主な施設】事務所、訓練・指導室、遊戯室、相談室、厨房、倉庫、医務室、休憩室
ほか ※移転後も同様の施設内容予定

II 杉の子園

【所在地】さいたま市中央区大戸2丁目7番17号

【規模】延床面積466.3㎡ 木造 2階建て

【主な施設】事務所、訓練・指導室、遊戯室、倉庫、会議室 ほか

III はるの園

【所在地】さいたま市見沼区春野2丁目3番5号

【規模】延床面積799.35㎡ 鉄筋コンクリート造 2階建て

【主な施設】事務所、訓練・指導室、遊戯室、相談室、厨房、倉庫、医務室、会議室
ほか

【指定管理者の業務】（3施設共通）

○施設運営に関する業務

- ・さいたま市さくら草学園条例に掲げる業務
- ・さいたま市杉の子園条例に掲げる業務
- ・さいたま市はるの園条例に掲げる業務
- ・個別指導に関する業務 等

○施設管理に関する業務

- ・建物、設備の保守管理業務
- ・1件あたり250万円以下の修繕 等

○その他の業務

- ・各種報告書の提出
- ・その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務 等

【申請資格要件】（指定管理者マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。）

- ・事業所の所在地が埼玉県内にあること。
- ・児童発達支援センター事業について、５年以上の運営実績のある法人。
- ・特定相談支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援事業について運営実績のある法人。

⑥ 選定基準

○評価項目については「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」第３条第１項各号に定める基準に基づき設定

○サービス向上に向けた取組のうち、以下の項目について配点を高く設定

- ・サービス向上のための具体的提案
- ・他の療育施設との連携を図り、市内療育体制の向上に向けた計画をたてているか

⑦ 利用料金制

- ・利用料金制あり

⑧ 指定管理料 ５２９，０９３千円（５年間）

⑨ スケジュール（募集期間）案

令和６年８月１５日（木）～９月１３日（金）

⑩第１回諮問内容からの変更点

I 第１回諮問に対する答申を踏まえた変更について

選定基準に「職員確保のための方策に創意工夫がされているか。」の項目追加と配点の変更

II 指定管理料の変更項目について

【総額】

530,769 千円 ➤ 529,093 千円（▲1,676 千円）

【収入】

さくら草学園の移転により、クラス数の増加と個別訓練の実施することで収入増を見込んでいたが、移転時期の変更に伴い、減額（R7年度のみ）

【支出】

さくら草学園の移転により、自動ドアやエレベーター等の保守点検の追加やクラス数の増加で保育士や専門職の増員による支出増を見込んでいたが、移転時期の変更に伴い、減額（R7年度のみ）

また、支出の「その他」については、本部繰入金が主な内容であるが、支出の割合に応じて変更となるため、事業費等の減額に伴い、減額。

III 施設概要について

第１回審査の際に施設の稼働率等について、質疑があったことから資料に追加した。

【質疑・意見等】

Q 選定基準に「えるぼし認定」を記載しなかったのか。

A 「えるぼし認定」や「くるみん」に限らず、遵守が望ましい規定等は他にもあることから、選定基準には、「職員確保の方策」として位置付け、提出書類チェックシート（P36）に「えるぼし認定」を例示する記載として対応した。

Q 今回のように選定方法について、再度諮問することはよくあるのか。

A 今回は、次期指定管理期間の初年度である令和7年度に新設される施設に係る工事において、急遽遅延が発生する事態が生じたことに伴い、公募開始前に諮問内容に明らかな変更が生じる事態となったことから再度諮問を行うこととなったものであり、頻発することではないと認識している。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。